

国指定史跡

# 下野薬師寺跡

第3期保存整備基本計画書

令和3年3月

栃木県

下野市教育委員会

## 序 文

下野市域は、古の昔から自然環境に恵まれ大きな災害もなく、豊饒の大地の恵みを受け、そこに住む人々は、新たな文化を創造し、日々の生活の様式、暮らしとして次世代へと受け継がれてきました。

人々が暮らしの中で創造し、残された痕跡が遺跡として、継承されてきました。これらの遺跡の中で、本市や栃木県のみならず、国の歴史を考える上で重要な史跡として、下野薬師寺跡、下野国分寺跡・尼寺跡、小金井一里塚が国の史跡として指定されています。

特に下野薬師寺を中心とした周辺地域は、古代東国における仏教文化の中心地として、さらに古代下野国の行政・経済・文化の中心地として発展した地域でした。

現在、本市では、これらの歴史的特性を活かしたまちづくりと文化財保存・活用事業の連携を図った事業を、東の飛鳥プロジェクトと位置付け推進を図っています。

国史跡下野薬師寺跡は、大正10年3月の史跡指定から令和3年3月で100周年を迎えました。指定以来、これまで史跡にかかわった多くの先人たちによって、調査・保存・整備・活用が繰り返しおこなわれてきました。

本市では、先人たちに倣いこの重要な史跡の恒久的な保存を図るため、ここに「国指定史跡 下野薬師寺跡 第3期保存整備基本計画書」を作成いたしました。

本書が市民の皆様にとって郷土の歴史を理解する一助になるとともに、各方面において広くご活用いただければ幸いです。

末筆になりましたが、本書の発刊に際しまして、多大なご理解のもとにご協力いただきました地元の皆様、文化庁をはじめ関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

下野市教育委員会  
教育長 池澤 勤

## 例 言

1. 本書は、栃木県下野市に所在する国指定史跡下野薬師寺跡の第3期保存整備基本計画書である。
2. 本計画の策定は、下野市教育委員会が事業主体となって行った。
3. 本計画は、「下野市史跡保存整備委員会」（平成18年度～令和2年度）のうち、令和元年度と令和2年度の2か年にわたる協議によりまとめられ、下野市教育委員会が所定の手続きを経て策定した。
4. 本計画策定に係る事務は、下野市教育委員会が担当した。また、計画検討及び委員会運営補助等の関連業務を株式会社イビソクに委託した。
5. 本計画の策定にあたり、次の諸機関にご指導・ご協力をいただいた。記して謝意を表す。

文化庁文化財第二課・文化資源活用課、栃木県教育委員会

# 目次

序文

例言

## 第1章 計画策定の経緯と目的

- 1. 計画策定の経緯 ..... 1
- 2. 計画策定の目的 ..... 1
- 3. 委員会の設置 ..... 4

## 第2章 計画地の現状

- 1. 自然的環境 ..... 8
- 2. 歴史的環境 ..... 10
- 3. 社会的環境 ..... 12

## 第3章 史跡等の概要及び現状と課題

- 1. 史跡等指定の状況 ..... 19
- 2. 史跡等の概要 ..... 27
- 3. 史跡等の公開活用のための諸条件の把握 ..... 32

## 第4章 基本方針

- 1. 基本方針 ..... 36

## 第5章 整備基本計画

1. 全体計画及び地区区分計画	38
2. 動線計画	41
3. 地形造成に関する計画	42
4. 遺構の表現に関する計画	44
5. 修景及び植栽に関する計画	53
6. 案内・解説施設に関する計画	53
7. 管理施設及び便益施設に関する計画	54
8. 公開・活用及びそのための施設に関する計画	54
9. 周辺地域の環境保全に関する計画	55
10. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	55
11. 公開・活用に関する計画	57
12. 管理・運営に関する計画	57
13. 事業計画	58

## 第6章 完成予想図

1. 完成予想イメージパース図	59
-----------------	----

参考・引用文献

# 第1章 計画策定の経緯と目的

## 1. 計画策定の経緯

下野薬師寺跡は、古来より7世紀末頃からの古瓦が出土することで知られ、また、『続日本後紀』などの史書に「天武天皇所建立也」と記されることなどから、大正10年(1921)3月3日に国史跡に指定された。令和3年(2021)には史跡指定100周年を迎える。

昭和40年度(1965)からの6次にわたる発掘調査によって金堂跡や講堂跡が確認され、伽藍の中心が史跡地南西に造営されたことが判明した。また、当時の南河内町教育委員会が旧南河内町から下野市合併までの期間に実施した、昭和62年度(1987)から平成17年度(2005)までの発掘調査によって、伽藍中心部の様相が明らかになった。昭和45年度(1970)から平成9年度(1997)まで公有地化を行い、16,793.31㎡が公有地化され、平成9年度(1997)に第1期整備がはじまった。平成13年度(2001)に「ふるさと歴史の広場」として供用を開始し、下野薬師寺歴史館と合わせて梅の花のほころぶ史跡広場として活用されている。

平成18年(2006)、南河内町・石橋町・国分寺町が合併し下野市が誕生した。新市においても先行する計画に基づき、整備に向けて史跡の公有化を継続している。平成22年度(2010)には、史跡のさらなる保存活用を図るため、『国指定史跡下野薬師寺跡第2期保存管理計画書』(以下『第2期保存管理計画書』という)を作成し、再建塔跡地区を中心とした第2期整備事業に取りかかった。上記のような史跡整備を進める中で、近年は魅力あるまちづくりのひとつの方法として、地域に根ざした歴史遺産を幅広く活用する動きが盛んになっており、本市においても平成28年(2016)11月に『下野市歴史文化基本構想』を、平成31年(2019)3月に『下野市歴史的風致維持向上計画』を策定した。

また、平成31年(2019)4月には「文化財保護法」が改正、施行された。地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するために、今回の改正では、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要である。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」としており、各自治体の『文化財保存活用地域計画』の策定を促している。本市も平成30年(2018)10月から、上記『地域計画』の策定に取りかかり、令和2年(2020)7月に策定した。

これらの地域の文化財を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえながら、史跡を確実に後世へ継承し、史跡の持つ価値をより高めるため、第3期保存整備基本計画を策定する。

## 2. 計画策定の目的

史跡の現状として、主に以下の項目が事業未完了で、整備上の課題となっている。

### (1) 史跡指定地内の公有地化

※公有地の具体的な範囲については、第3章のp.26「(6) 公有化状況」に記載。

### (2) 未整備地域に位置する金堂、講堂、東金堂、創建塔、東回廊の遺構表示

### (3) 西側南西地区の第1期整備の補修(主に西回廊など)

### (4) 解説板、下野薬師寺歴史館の常設展示の内容更新

## (5) 策定した計画書のうち未実施の整備

(5) - ①『第2期保存管理計画書』で整理した課題のうち、現在まで残されている課題

- ・ 県道を横断する見学に対応するための、安全対策やバリアフリー対策に関する検討
- ・ 指定地内を横断する市道の廃止とその代替措置
- ・ 景観配慮上、撤去・迂回等が望ましい整備予定地内の電柱の取扱いに関する協議や調整
- ・ 現在活動中のボランティアや地権者等との協働体制の一層の推進
- ・ ボランティアや地権者等との連絡協議会等の設置
- ・ 市内の連携を円滑に行うため、都市計画部局、観光部局、教育委員会内の学校教育主管課等を交えた検討部会の設置
- ・ 「歴史文化基本構想」「歴史的風致維持向上計画」及び「文化財保存活用地域計画」と整合した事業の具体化



県道の横断歩道（南側）



県道の横断歩道（北側）



金堂跡周辺の市道と電柱

(5) - ②『第2期整備実施計画書』で整理した課題のうち、現在まで残されている課題

- ・ 民有地に位置する東門跡、北辺外郭施設、西辺外郭施設などの整備に向けた公有地化の推進と遺構確認調査
- ・ 未指定地となっている南門跡や南辺外郭施設東半、西門跡の一部において、未着手のままとなっている追加指定や公有地化の推進と史跡整備
- ・ 指定地内の市道は生活道路として利用されていることから、現状の利用を当面維持しつつも史跡の一体的な整備を図るため、金堂跡の位置にある市道を廃止し、その代替措置の整備を検討
- ・ 継続的に実施してきた発掘調査成果の活用及び情報発信を目的とした、下野薬師寺歴史館（平成13年度(2001)開館）の常設展示のリニューアル



南門跡



南辺外郭施設東半



西門跡と指定地内の市道



指定地内の市道



下野薬師寺歴史館の外観



下野薬師寺歴史館の展示

本計画1ページに示した下野薬師寺跡の整備のための(1)～(5)の課題のうち、主に以下の項目の整備実施を目的として、第3期保存整備基本計画を策定する。

- (2) 未整備地域に位置する金堂、講堂、東金堂、創建塔、東回廊の遺構表示
- (3) 西側南西地区の第1期整備の補修(主に西回廊など)
- (4) 解説板、下野薬師寺歴史館の常設展示の内容更新
- (5) 指定地内を横断する市道の付け替え

本計画では、『第2期保存管理計画書』で策定した方針等を踏まえた上で、下野薬師寺跡の具体的な整備内容や手法等について提示し、今後の公開・活用のため、適切な維持管理を図る。



### 3. 委員会の設置

#### (1) 委員会の設置と委嘱

本計画の策定にあたっては、まず、史跡下野薬師寺跡の保存整備のあり方について検討するための「下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会」を組織した。また、委員は下野市教育委員会が委嘱した委員をもって構成するものとし、下野薬師寺跡の歴史や地域に造詣や縁の深いことを要諦に選任を行った。

表1 下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会・事務局名簿

氏名等		所属
委員	木下 正史 (委員長)	東京学芸大学名誉教授
	渡辺 定夫	東京大学名誉教授
	佐藤 信	東京大学名誉教授
	須田 勉	国士館大学元教授
	永村 眞	日本女子大学名誉教授
	仲 隆裕	京都造形芸術大学教授
	谷萩 昌道	宗教法人・薬師寺住職
	小林 利孝	下野市文化財審議会会長
事務局	山口 耕一	下野市教育委員会文化財課長
	下谷 淳	下野市教育委員会文化財課 文化財グループリーダー
	橋本 高志	下野市教育委員会文化財課 文化財グループ 主幹
オブザーバー		文化庁文化財第二課・文化資源活用課
		栃木県教育委員会文化財課

#### (2) 委員会の開催経過

本計画の策定において、令和元年度(2019)・令和2年度(2020)に合計2回の委員会を開催した。それぞれの委員会の主な議題は以下のとおりである。

##### ■第1回委員会 (令和2年(2020)3月25日)

- 主な議題 (1) 下野薬師寺跡第3期保存整備基本計画について  
 (2) 現地確認  
 (3) 総括指導

##### ■第2回委員会 (新型コロナの影響で書面開催/令和3年(2021)1月~2月に実施)

- 主な議題 (1) 下野薬師寺跡第3期保存整備基本計画(案)について

## ○下野市史跡保存整備委員会条例

平成 25 年 3 月 22 日

条例第 14 号

改正 平成 30 年 3 月 23 日条例第 22 号

### (設置)

第 1 条 下野市内の史跡及びその周辺（以下「史跡」という）の適切な保存及び整備並びに有効な活用について審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、下野市史跡保存整備委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (名称)

第 2 条 委員会の名称は、次のとおりとする。  
(1) 下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会  
(2) 下野市史跡国分寺跡保存整備委員会  
(3) 下野市史跡甲塚古墳保存整備委員会  
(4) 下野市史跡国分尼寺跡保存整備委員会  
(平 30 条例 22・一部改正)

### (所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を下野市教育委員会（以下「教育委員会」という）に報告する。  
(1) 史跡の保存管理計画及び整備計画に関する事項  
(2) 史跡の活用方法に関する事項  
(3) その他、史跡の保存及び整備並びに活用に関する事項

### (組織)

第 4 条 委員会は、教育委員会が委嘱した委員をもって構成する。

### (任期)

第 5 条 委員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。

### (委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。  
2 委員長は、委員の互選により定める。  
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を行う。

### (会議)

第 7 条 委員会の会議は、必要により委員長が招集する。

### (秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理するものとする。

### (委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会、下野市史跡国分寺跡保存整備委員会及び下野市史跡甲塚古墳保存整備委員会の委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 22 号）

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年下野市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(3) これまでの経緯

下野薬師寺跡に係る計画策定及び整備の経緯については、下表のとおりである。

表2 年次別経緯

	下野市・下野薬師寺の動き
大正10年 (1921)	<b>3月3日：国史跡に指定</b> 東西約250m、南北約350mの約74,000㎡
昭和57・ 58年度	(第1期) 下野薬師寺跡保存管理計画
昭和60年度 (1985)	(第1期) 下野薬師寺跡保存整備基本計画
平成9年5月 (1997)	(第1期) 下野薬師寺跡保存整備基本設計
平成9年度 ～12年度	第1期整備工事（ふるさと歴史の広場事業） ・回廊の基壇と建物の一部復元、史跡地内の整備と下野薬師寺歴史館の建設 ・下野薬師寺歴史館建設に伴う調査を実施
平成11年11月 (1999)	下野いにしえネットワーク整備基本計画（栃木市、国分寺町、南河内町）
平成13年度 (2001)	「ふるさと歴史の広場」供用開始 (梅のほころぶ史跡広場、下野薬師寺歴史館)
平成18年1月 (2006)	下野市誕生（南河内町・石橋町・国分寺町）
平成20年3月 (2008)	下野市総合計画
平成23年3月 (2011)	下野薬師寺跡第2期保存管理計画
平成23年3月 (2011)	道の駅しもつけ開業
平成25年3月 (2013)	下野薬師寺跡第2期整備実施計画
平成26年度 ～30年度	第2期整備工事 ・再建塔跡の基壇表示、幢竿支柱跡の復元、広場整備など
平成28年3月 (2016)	第二次下野市総合計画
平成28年11月 (2016)	下野市歴史文化基本構想
平成31年3月 (2019)	下野市歴史的風致維持向上計画
令和2年7月 (2020)	下野市文化財保存活用地域計画
令和3年3月 (2021)	下野薬師寺跡第3期保存整備基本計画

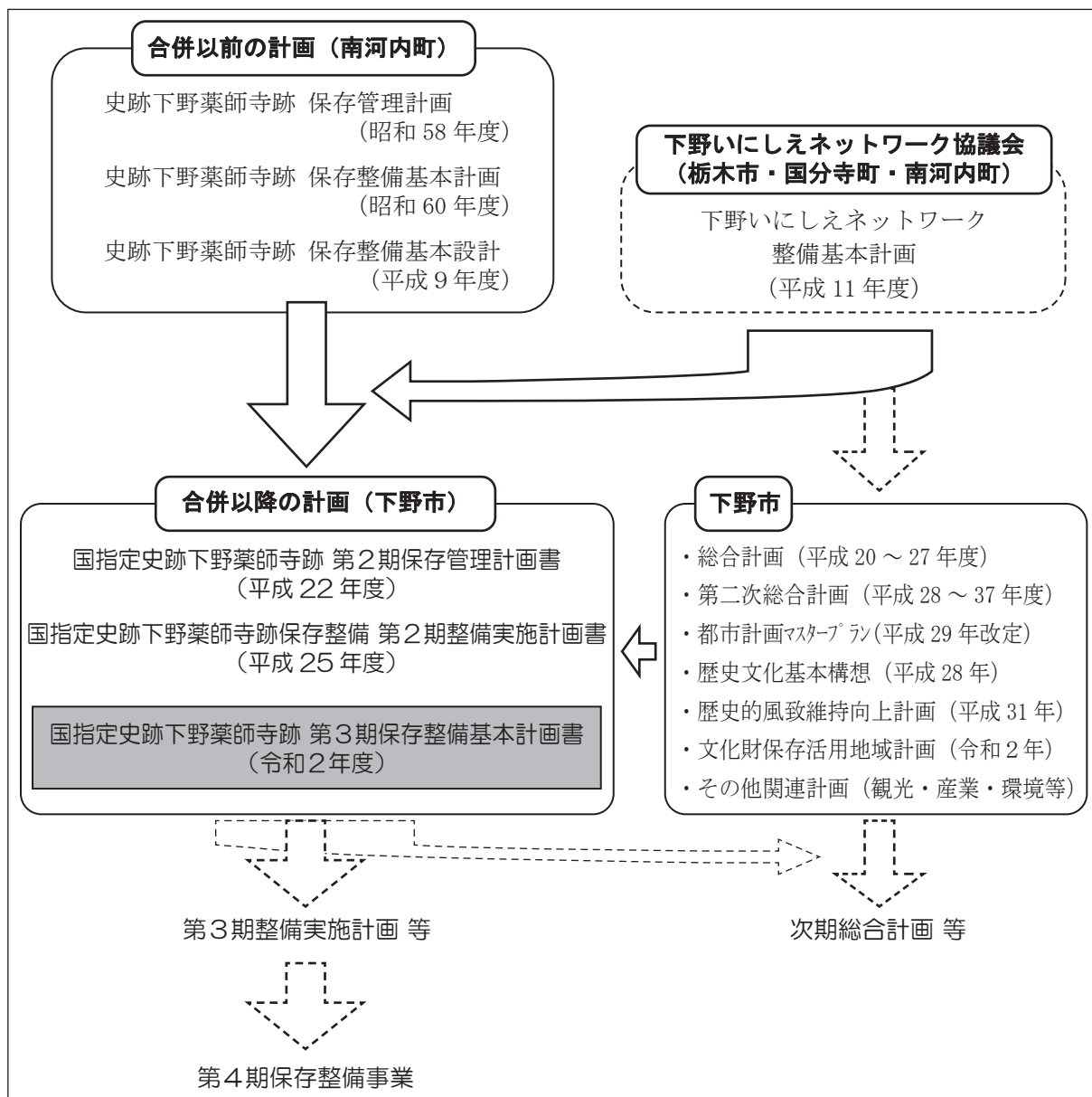


図 1 計画の位置づけ  
 （下野市 平成 23 年（2011）『第 2 期保存管理計画書』 p.4 を加筆修正）